

## 北海道からのお知らせ

### マリナーレジャーを 楽しむ方々に！

プレジャーボートの事故防止を目的として制定された「北海道プレジャーボートの事故防止等に関する条例」が4月1日から施行されています。

条例の主な内容は次のとおりです。

- 「プレジャーボート等」とは、モーターボート、ヨット、水上オートバイなどのレクリエーションに供される総トン数20トン未満の小型動力船をいいます。
- 条例では、プレジャーボート等の操縦者等に一定の責務が課されており、条例違反者には最高30万円の罰金に処せられる場合があります。
- 操縦者(船長)の責務は次のとおり。
  - 有資格者の自己操縦  
水上オートバイの操縦や港の出入り、狭い通路の通過時などには操縦者自身が操縦しなければいけません
  - 非正常状態での操縦禁止  
飲酒、薬物、過労・病氣、怪我等で正常な操縦ができない状態で操縦してはいけません
  - 危険操縦の禁止  
遊泳者等の付近において、危険速度の航行、急回転、急航等の操縦をしてはいけません

## 情報

# インフォメーション

### ●救命胴衣の着用

プレジャーボート等の乗船者は救命胴衣を着用しなければなりません

### ●水難事故等発生時の対応

水難事故を発生させたときは、負傷者を救護し、損壊船舶等を回収し、海上保安部や警察等へ通報しなければなりません

- 水難事故等の危険性が高い水域を「水域利用調整区域」として知事が指定し、プレジャーボート等の航行を禁止したり、制限したりすることができるようになります。

詳しくは

- 留萌支庁地域政策部  
地域政策課主査(防災)まで  
☎0164-42-1511(内線2191)

## 北海道からのお知らせ 2

### 7月は「不正軽油防止 強化月間」です

道内をはじめ全国で「不正軽油」を販売・消費した業者が摘発され、刑事罰に処せられるという事件が相次いで発生しています。

不正軽油とは、軽油引取税の脱税を目的に、軽油に灯油

や重油を混ぜたり、軽油以外の石油製品を混ぜ合わせて作られています。(軽油引取税は、軽油購入時に1リットル当たり32円10銭課税されており、この税収は道路の新設・補修などの道路整備に使用されています)

北海道では7月を「不正軽油取締月間」と定め、不正軽油を「売らない」「買わない」「使わない」を合言葉に不正軽油防止キャンペーンを実施します。

詳しくは

- ☎不正軽油110番  
0800-8002-110
- 留萌支庁総務部税務課まで  
☎0164-42-1511(内線2387)

## 留萌開発建設部より

### 7月は 「河川愛護月間」です

河川愛護をみなさんに広め、河川を美しく、正しく、安全に使用して、川に親しんでいただくための運動です。

川はみんなのもので、ゴミ(特に、犬・猫など動物のフン)は持ち帰り、マナーを守ってきれいな川にしましょう。